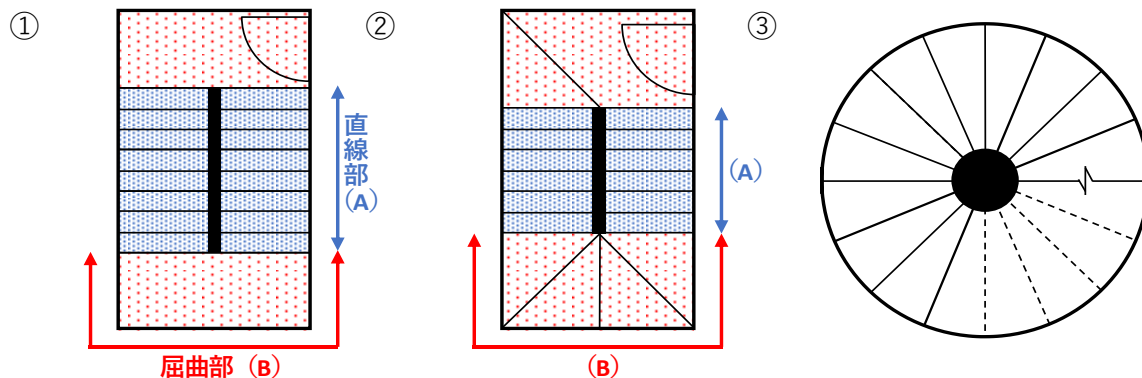


関係条文：都安条第10条の7、バリアフリー法施行令第12条

階段を以下のように取り扱う。なお、変則的な階段については、個別判断とする。
 回り階段とらせん階段の判断は、直線部（A）と屈曲部（B）の段数による。

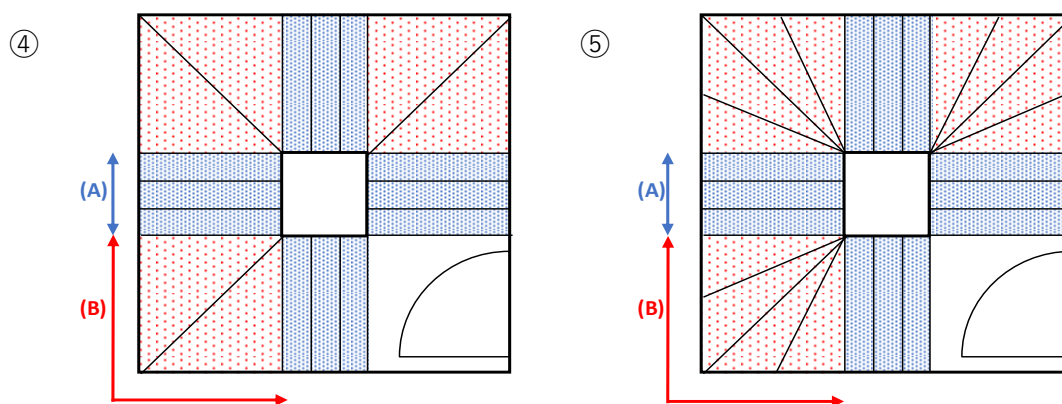
（A）＞（B）の場合は回り階段、（B）≥（A）の場合はらせん階段と扱う。



① 折り返し階段
直線的な部分にのみ段が設けられているもの

② 回り階段
屈曲部が連続しているとき、その間に段があるもの又は屈曲部に段があるもの

③ らせん階段
曲線的に段が連続しており、同じ方向に回転するもの



④ 回り階段

⑤ らせん階段

解説

前提として、階段における建築基準法等の規定を満たしていることが求められる。らせん階段では目を回しやすく、また、階段幅が一定ではない等踏み外す危険性があるため、直線部を一定以上確保することで危険性を軽減するよう配慮が必要である。また、高齢者、障害者等の転落、転倒を防止するため、原則、利用上主な階段を回り階段としない。

規制対象外の階段であっても、らせん階段や回り階段とならないよう努めること。

参考文献

※ 1 高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準 令和3年3月 (p.2-88)